

二乙第一六九〇号

所轄内民戸連檐れんたん之雪中等通行スヘキ

「雁木」ニ係ル地所ハ官有道路敷ノ部

分ニ属スル哉や 或ハ民有地(有税無税ノ区分ヲ要ス)ニシテ

公衆交通ノ用ニ供セル儀ニ候哉そうろうや 又其

維持費負担之方法等詳細可取調とりしらへるべき

旨本縣ヨリ申越ニ付 至急調書差出可

有之 此段申入候也このだんもうしれそろうなり

明治廿六年八月四日

中頸城郡役所 印

高田町長 室 十一郎 殿

追テ官民地ノ区分ハ図面へ明記スル

ヲ要之候 此旨申添候也

甲第三六二号

郡 長 宛

客月八日 二乙第一六九〇号ヲ以テ当町内民

戸連檐ニ依リ雪中等通行スヘキ雁

木ニ係ル地所ハ官民有道路敷之區別

及維持費負担之方法等詳細取調方

本縣ヨリ申越之趣おもむき 以通達相成候ニ付

取調候処ところ 雁木ニ係ル地所ハ一般市街宅地

内ニシテ従テ有租地ゆうそちニ有之 且ツ維持費之儀

ハ各所有者ニ於テ負担致事候条じよう 此段

上申致候也

※連檐・軒を連ねること

高田町において積雪時に通行している「雁木」の地所は、官有道路敷に属するの、あるいは民有地でありながら公衆交通のために供出しているのか。民有地だとしたら、有税か無税か。また、雁木の維持費負担はどうなっているのかなどの詳細を調べるよう、県から指示があったので、至急、調書を提出しなさい。

明治26年8月4日

中頸城郡役所

高田町長 殿

後で、官と民の区分を図面に明記してもらうこととなりますので申し添えます。

郡長宛

先月の文書による指示について、当町の雁木に係る地所の官民の區別、維持費負担の方法等の詳細を調べなさいとの県からの通達が出たとのこと、で調べましたところ、雁木に係る地所は、一般市街宅地内であり、したがって有税地です。加えて維持費は各所有者が負担していますので、上申します。